

国際的な大学の質保証システムの構築に向けて —国境を越えて提供される教育の質保証等について—＜審議のまとめ＞(素案)のポイント

検討の背景について

○国際的な大学間の競争と協働が進展(分校、提携、eラーニングなど)

- WTO等において高等教育サービスが自由化交渉の対象となるとともに、高等教育の質保証を国際的な観点から検討することが世界的な重要課題に
- 国ごとに異なる教育制度を前提とした相互理解と協力の精神に基づき、ユネスコやOECDを中心に国境を越えて提供される高等教育の質保証に関する指針を採求する取組が必要に
- 学位等の国際通用性の確保、ディプロマ・ミル等からの学習者等の保護の観点から、各国間の協力による大学の質保証に係る国際的な情報提供の枠組みづくりが重要に

我が国における国境を越えた高等教育の質保証体制の検討の必要性

○意義

- 世界的に拡大する教育需要に対応した選択肢の拡大、グローバルな知的ネットワークの強化等の意義
- 我が国の教育研究水準の向上、知的国際貢献を果たす重要な機会
BUT

○現状

- 留学生交流以外の形態での高等教育の国際展開はあまり進んでいない
- 米国、英国、豪州等の大学がアジアを中心に活発な国際展開を進めるなかで、我が国の大学の存在感は薄い

【我が国の取組として求められるもの】

- 我が国の大学が、国内外に開かれた高等教育機関として活性化し、国際的な大学間の競争と協働を通じて、持てる潜在力を十分に発揮していく必要がある。このため、国際的に通用する教育研究を推進し、戦略的な国際展開を図れるよう、条件整備が必要である。
- その一環として、我が国の教育制度上の観点からも、国境を越えて提供される高等教育の質保証等の検討が急務である。
- 広く我が国の質保証に係る情報を海外へ発信していくことが必要であるとともに、海外の質保証に関する最新の動向の情報を的確に把握することも肝要である。
- 大学の質保証に関する国際的なシステムの構築に向けたユネスコ・OECD等の取組に参加・貢献していくことが重要である。

検討課題

- ①我が国の大学の国際展開及び外国の大学の日本校等に係る質保証の在り方
- ②大学のeラーニングによる国際展開に係る質保証の在り方
- ③大学の質保証に係る国際的な情報ネットワークの構築等

我が国の大学の国際展開及び外国の大学の日本校等に係る質保証等の在り方

【我が国の大学の国際展開】

○我が国の大学が外国において学位授与等につながる教育提供を行うことを可能とすべきである。

○その際、外国において提供する教育について、国際的な信頼性・通用性を確保するため、大学自身が自己点検・評価の対象に含めるなど質保証に責任を負うとともに、政府及び第三者評価機関も情報を把握し、質保証に一定の役割を果たす必要がある。

(例) 政府：外国において学位授与等につながる教育提供を行うに当たっての制度上の関与。

認証評価機関：評価の際に、当該外国における教育活動等を視野に入れた評価の実施。

【外国の大学の日本校等】

○我が国の制度上の取扱いを明らかにする必要がある。

○我が国の大学としての設置を目指す場合、他の者との取扱いをせざるを得ない。

○外国の大学として教育提供を行う場合、既に外国において設置された大学が、我が国において教育活動を展開する点に着目し、一定の要件の下、我が国の教育制度との接続のための措置を講じることを検討すべきである。

＝外国の大学に留学する場合や外国の大学が行う通信教育を我が国において履修する場合の学修成果の現行制度上の取扱い（大学院入学資格や単位互換等）と同様の取扱いを行うことを検討。

大学のe-Learningによる国際展開に係る質保証の在り方

【我が国の大学のeラーニングによる海外展開】

○eラーニングに積極的に取り組めるよう、教育の質及び国際的通用性を確保する観点から、質保証の推進を図る必要がある。

○大学自身が教育の質に責任を持てるよう、学内における質保証の仕組みの整備を奨励する必要がある。

○eラーニングに関するグッド・プラクティスを促進するような各大学の自己点検及び第三者評価の在り方を検討する必要があり、評価項目の検討に当たっては、eラーニングという教育提供方法の特性を考慮に入れた検討が行なわれるべきである。

【外国の大学等のeラーニングによる教育展開】

○各国の質保証制度や学習過程等の情報を我が国の学習者・大学等が利用できるよう情報収集・提供の体制整備が必要である。

○我が国の大学のeラーニングに関する点検・評価項目が作成されれば、外国大学による教育の質の判断基準の一つとしても活用し得る。

大学の質保証に係る国際的な情報ネットワークの構築

【我が国の取組み体制の整備】

○国際的な取組・協議に参加・貢献し、我が国自身の取組体制を整えるため、政府、評価機関、大学等を含む関係者間の連携協議や情報交換等の連携協力を強化する必要がある。

○我が国の大学の質保証に関する正確な情報を提供できるよう、政府、大学、評価機関等のホームページをリンクするとともに、窓口機能を果たすポータル・サイトが必要である。

○政府、評価機関、大学等は、積極的な情報提供に努めることが肝要であり、その際、例えば索引を工夫したり、英語による情報提供を充実する等の点に留意すべきである。

○情報の海外発信、諸外国の情報の収集・提供など、大学評価に関する国内外の情報を集約するセンター的機能が必要である。

【国際的な情報ネットワークの構築】

○大学等の制度的位置付け、学位等の通用性、教育の質を判断できる国際的なネットワークを各国間の協力で構築することが必要である。

○情報ネットワーク構築の第一歩として、総合的な情報窓口機能を果たせるような、国際的ポータルサイトが、ユネスコのような国際機関において作成されることが必要である。